

## 専門委員会（課題解決）の検討状況について

### 1 福祉のまちづくり条例制定の経緯について

市民、事業者、学識経験者、行政職員で構成される横浜市福祉のまちづくり検討委員会より、横浜市における福祉のまちづくりのあり方について提言を受け、平成9年に条例制定されました。

#### 提言内容抜粋

福祉の風土づくり推進事業を開始してから22年、福祉の都市環境づくり推進指針を制定してから19年が経過し、両事業ともにその課題が明らかとなり、新たな福祉のまちづくり運動の提起や制度、手法などの確立が問われている。

その意味から、現時点で法制度としての「条例」を検討することは、基本的人権の保障とノーマライゼーションの考え方を、市民の総意として結実させ、普及する観点から、その必要性は極めて高いと言える。

その後、平成26年に横浜市建築物バリアフリー条例と一本化を目的とした改正を行いました。この改正の際に、条例の理念を明文化するとして、前文が設けられました。その他に市民参画の確保に関する規定などが設けられました。

#### 平成24年記者発表資料より抜粋

福まち条例は、障害理解や思いやりの気持ちの醸成などのソフトの取組と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としています。この福まち条例の理念を分かりやすい言葉で条例の前文に明文化し、横浜市として取り組むべき姿勢を明確化しました。

### 2 専門委員会（課題解決）における検討の経緯について

#### (1) 背景

昨年度の専門委員会(建築物)の検討を進める中で、以下の背景を踏まえた条例改正の検討をすべきと提言がありました。

ア バリアフリー法の改正…「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が基本理念として明確化。

イ 障害者差別解消法…事業者による合理的配慮の提供義務化

ウ 上記ア、イの趣旨を踏まえた県条例（みんなのバリアフリー街づくり条例）の改正

#### (2) 経緯

令和4年12月19日 第49回横浜市福祉のまちづくり推進会議  
専門委員会(課題解決)の立ち上げについて承認。

令和5年3月2日 第1回専門委員会

ソフト施策の強化について説明。

令和5年6月16日 第2回専門委員会

前文、条例第1条「目的」、条例第2条の2「高齢者、障害者等」について検討

令和5年6月30日 第3回専門委員会（WEB開催）

前文、条例第2条の2「高齢者、障害者等」について検討

### 3 専門委員会でのご意見について

専門委員会（課題解決）において、委員からいただいたご意見の一部を下記の通りお示しします。ご意見を踏まえて、関係法令などで示されている新しい理念などを取り込む検討を引き続き行います。

#### (1) 前文について

- ・近年の性的少数者（LGBT）などを念頭に価値観の多様化に言及すべき。
- ・インクルーシブの観点を取り入れるべき。
- ・ユニバーサルデザイン行動計画2020や障害者差別解消法を参考に、目指すべき基本理念を更新すべき。
- ・人権の尊重を基本としてもらいたい。

#### (参考)

- ・障害者差別解消法第1条「目的」
- ・ユニバーサルデザイン行動計画2020（抜粋）

#### (2) 条例第1条「目的」

- ・改正バリアフリー法で示された「社会的障壁の除去」と「共生社会の実現」を取り入れるべき。
- ・障害者差別解消法および障害者基本法の目的としても掲げられている「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的に取り入れるべき。

#### (参考)

- ・バリアフリー法第1条の2「基本理念」
- ・障害者基本法第1条「目的」
- ・障害者差別解消法第1条「目的」

### (3) 条例第2条「高齢者・障害者等」

- ・日本のバリアフリーというのは、「高齢者・障害者」で始まったが、今では概念が広がっている。
- ・社会的障壁に焦点が移ったことを踏まえて定義を改めるべき。
- ・高齢者、障害者という単語を残すのであれば、特に社会的障壁という言葉に重点を置いて、本人の身体ではなく社会的問題に目を向けているということを示すべき。

#### (参考)

- ・障害者権利条約前文
- ・障害者差別解消法第2条「定義」

### 4 今後の検討予定について

- ・条例第3条「市の責務」、第4条「事業者の責務」
- ・第5条「市民の責務」
- ・新設「施設管理者の責務」
- ・条例第18条「市民参画の確保」

### 5 事業者ヒアリングの実施

条例第3条「市の責務」、第4条「事業者の責務」、新設「施設管理者の責務」の検討にあたり、設計者や建築主をはじめとした事業者を対象としたヒアリングを実施します。